

内部監査報告書

確認	確認	受付	被監査部課			内部監査チーム		
								
作成日	平成30年 8月10日		被監査課		下水浄化センター			
監査日時	平成30年 8月 6日 13時55分～16時55分		被監査者		所長 伊壺 英俊 施設管理担当 平澤 健 水質管理係 熊谷 斗睦洋			
内部監査員氏名	小林 敏昭(環境モデル都市推進課) 原 義彦(水道課) 伊藤 弘(農業課)		相互内部監査員 所属及び氏名		藤原 由里絵(多摩川精機) 村松 圭介(吉川建設) 鋤柄 全(吉川建設)			
指摘区分	章番号	指摘の内容						
マニュアル 7.1 賞賛事項		・40余年経過した老朽化した施設を計画的に維持修繕し、また場内の植栽が手入れされ、公園と呼べるほどの緑化により、施設周辺地域への配慮がされています。 ・小学4年生や一般の視察を年間のべ約417人受け入れ、処理工程を説明し、「下水道に流してはいけないもの」への理解を求めています。 ・最終工程で発生する消化ガスを利用した消化ガス発電システムを計画的に7基整備し、場内で使用する電気の約3分の1を賄い、CO2削減に大きく貢献しています。						
マニュアル 7.2 改善の機会	①是正処置を要する改善の機会(不適合) → 様式9-4「改善の機会対策報告書」作成 ②被監査課に対する改善の提案 → 様式9-4作成不要							
①是正処置を要する改善の機会(不適合) ・是正処置は監査日から2か月以内に完了	6.1.3 順守義務	①-1 環境マニュアル 6.1.3 で「法令等概要一覧」で最新状態が維持され、課長が順守義務として決定することになっていますが、日常業務の水質管理で用いられている検査薬の取り扱いにおいて、該当する毒物及び劇物取締法が「法令等概要一覧」として決定されておらず、順守義務として決定されていません。						
	6.1.2 環境側面	①-2 環境マニュアル 6.1.2「事務事業進行管理表」で、課長が決定することになっている環境側面及び著しい環境側面において、毒物及び劇物取締法に該当する水質管理で用いられる検査薬の保管が評価されていません。また、緊急事態としても特定されていません。						
	8.2 緊急事態への準備及び対応	①-3 環境側面で特定した緊急事態に特定した場合に、環境マニュアル 8.2 の 2.1 で定められている手順書の文書化がされておらず、緊急事態への準備及び対応がされていません。						
②被監査課に対する改善の提案		【改善提案に対する処理状況は、次回の内部監査で確認します。】 なし						

マニュアル7.3	6.1.2 環境側面	【気づき事項に対する処理状況は、次回の内部監査で確認します。】 ③-1 西日本豪雨災害のように日常化している異常気象による豪雨に伴う施設の冠水は周辺住民にとっても大きな関心事となっています。この点について環境マニュアル6.1.2の3.2(1)②で事務事業「下水処理施設維持管理事業」の環境側面及び著しい環境側面の評価について、「環境影響評価の必要の有無を検討」することを望みます。		
③気づき事項 (軽微な文書上の不備等)	6.1.2 環境側面	③-2 運転管理及び維持管理を委託している場内のJ Vの2事業所について、「影響を及ぼすことができる環境側面」として、月例会でも、環境マネジメントシステムの運用で重要な点を議題として、さらにお互いの連携を深めることを望みます。		
	7.4.3 外部コミュニケーション	③-3 環境マニュアル7.4.3の2で、積極的に行うとされている情報公開について、戦略的に進めている消化ガス発電システムや環境配慮の取り組みを見学者以外にも広く市民に伝えられる方策をとることを望みます。		
マニュアル7.4	6.1.2 環境側面など	④-1 市役所の他の部署とは比較にならないほど環境側面・環境影響の大きな特殊な施設であり、市役所全体の環境マニュアルを改定することにより対応するより、例えば「下水浄化センター対応手順書」など、個別・独自の仕組みで対応した方が、より効率的・効果的と考えます。		
④システム提案 (事務局への提案。具体的な解決方法を含む。)	5.3 組織の役割、責任及び権限	④-2 こうした環境側面・環境影響の大きな特殊な施設を飯田市役所環境マネジメントシステムの適用範囲とする以上、その運用・対応がシステム全体の不備とならないように、一施設・一部署の責任として任せるのではなく、ISO事務局を含め、部局や市役所全体でサポートする体制・仕組みが必要と考えます。		
	8.1 運用の計画及び管理	④-3 各課での「年間計画兼実施計画管理表」による運用管理・進行管理とは別に、例えば「ISO取り組みカレンダー」を庁内グループウェアに掲載し、取り組みが必要な時期に通知して、漏れがないように自主的なチェックを促すと各課の取り組みに効果的であると考えます。		
その他の特記事項		・毒物及び劇物取締法で表示が義務づけられていますが、「医薬用外劇物」の薬品が保管されている倉庫内の棚にある容器にされていませんでした。(法令違反となるので扱い注意)(別葉で対応)		
市民協働 環境部長 処 理 欄	賞賛事項の水平展開	指 示	確 認	
	要・否	要	環境管理部 推進課 印	